

くらしのとびら

発行 和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
TEL 073-433-1551◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇<http://www.wcac.jp/>

役立つ「経済学」を学んでみませんか?

身近にある価格戦略や、感情と経済の関係など、行動経済学には暮らしに役立つ判断材料がいっぱい。消費者月間*の機会に、ぜひ学んでみませんか？

消費者月間・金融経済講演会

暮らしに役立つ 行動経済学



～正しく判断するために知っておくべきこと～

日 時

平成30年**5月19日**(土)
13:30～15:00

場 所

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 1階 大ホール
和歌山市手平2丁目1-2

講 師

大阪大学 教授 **大竹 文雄** 氏
※手話通訳あり

定 員

先着**250**人(事前申込要)
※「入場券」を郵送します。

申込受付

定員になり次第、申込受付を締め切らせていただきます。

申込方法

①郵便番号・住所 ②氏名(ふりがな) ③電話番号 ④参加人数 ⑤5/19講演会希望を記載して、ハガキ、郵送、FAXでお申込みください。

お申込み・お問い合わせ先

和歌山県金融広報委員会(県消費生活センター内)

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL 073-426-0298/FAX 073-433-3904

※消費者月間って?

毎年5月は「消費者月間」として統一テーマを掲げ、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する講演会など啓発・教育事業を行います。



乗り換えは慎重に！

通信サービス契約は複雑です！！



通信サービス契約には様々な選択肢があります。反面、その内容が多様化・複雑化しているためトラブルも起きています。



事例 1

スマートフォンを買い替えようと販売店に出向き、説明を受けているうちに「タブレット端末を持っていると便利です」と勧められた。タブレット端末の価格を尋ねると無料だと言われ、それも同時に契約した。ところが、その後届いた請求書にはタブレット端末の通信料が加算されていた。説明と違うのでタブレット端末だけ解約したい。



アドバイス



通信サービスの契約は機器の購入契約と通信契約の2つの契約から成り立っています。機器代が無料でも、通信料がかかります。契約前に契約内容をしっかり確認しましょう。

事例 2

電話で「通信費が安くなるプランがある」と勧誘され、言われるがままインターネット上から大手電話会社から転用承諾番号（光回線契約のお客様番号）を取得して伝えた。

昨日、書面が届き、初めて光回線とプロバイダー契約が他社に変更になっている光コラボレーション（光コラボ）*であることに気がついた。解約して元の業者に戻したい。

*光コラボ…プロバイダーと光回線をまとめる契約のこと。強引な電話や訪問といった勧誘方法だけでなく、仕組みがよくわかっていないことによる契約トラブルも発生している。



アドバイス



光コラボレーションの契約をすると、NTT東西との光回線契約はなくなり、光コラボレーション事業者との新たな契約になります。後日、書面が届いた時に放置せずに契約内容をしっかり確認しましょう。光回線業者などを乗り換えると、手数料や現在契約しているサービスの解約料等が発生する場合があります。勧誘を受けてもすぐに返事をせず、料金等を現在の契約と十分比較し、必要がなければはっきりと断りましょう。

電気通信サービスの契約に問題があったときは早めに事業者申し出ましょう

契約してしまった場合でも、初期契約解除制度といって、契約書面の受領日を初日とする8日間は違約金なしで契約を解除できる制度や確認措置で契約解除できる場合があります。制度の対象になるかどうかは契約書面に記載されているので確認しましょう。契約に問題があったときは、早めに事業者へ申し出るか、消費生活センターに相談しましょう。

「健康食品」に 頼りすぎていませんか？

「〇〇エキス」「△△酵素」「▲▲菌」などといった成分名とともに「美しく健やかな毎日のために」といったキャッチフレーズの健康食品がたくさんあります。しかし、時には「健康食品」で逆に健康を害することもあります。今回は、健康食品のつき合い方について考えましょう。

1 健康食品と医薬品とは全く違います

錠剤やカプセル状の健康食品は、医薬品を思わせますが両者は全く異なります。医薬品の新薬申請には厳しい審査があり、長い年月と費用をかけて安全性・有効性の研究、試験が行われています。

対して健康食品は、あくまで「食品」ですから特定保健用食品等の一部を除き、**国が安全性や有効性の審査等をしたものではありません**。品質の管理は製造者任せであり、安全性や有効性がまったく検証されていないものや、違法に医薬品成分が添加された悪質な製品（無承認無許可医薬品という）もあります。「食品」だから、「天然」「自然」と表示されているからといって薬を飲むより安全だと考えてはいけません。天然・自然由来のものが安全であるとは限りません。



2 健康食品のこんなところに注意しましょう

★「〇〇に効いた」「10キロ痩せた」などと健康食品の広告には口コミや体験談が掲載されていますが、摂取する人の状態や摂取量・摂取期間によって効果も安全性も違います。**誰かにとって良い健康食品が自分にとっても良いとは限りません。**

★通常の食品より特定の成分を濃縮する錠剤やカプセル状のサプリメントは、容易に**多量の成分を摂ってしまい過剰摂取となるリスク**があります。

★医薬品と健康食品を併用すると相互作用で薬の効果が弱くなったり、有害作用が出たりすることがあります。治療のために**医薬品を服用している場合は健康食品の摂取について医師や薬剤師に必ず相談**しましょう。



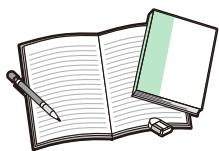
3 健康食品との適切な付き合い方

健康はバランスの取れた食事・運動・休養が基本です。

また、健康食品に医薬品のような効果は期待できません。業者から提供される情報をうのみにせず、信頼できる情報をもとに健康食品の使用が本当に必要かよく考えましょう。なお、健康食品に関する情報は国立健康・栄養研究所ホームページの「健康食品の安全性・有効性情報 (<https://hfnet.nih.go.jp>)」で見ることができます。

健康食品を摂取して万が一、身体に不調を感じたら直ちに使用を中止して、医療機関を受診しましょう。

知るぽると



金融学習グループを募集しています！



「金融学習グループ」は、暮らしに身近な金融経済の知識や生活設計等を自主的に学ぶためのグループです。

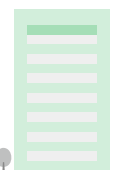
ご興味のある方は、お気軽に下記事務局へお尋ねください。

人数	原則15名以上 (気の合った仲間同士など既存のグループや新しく設定するグループでも可)
活動期間	原則1年間(活動実績に応じて3年間まで延長可)
支援内容	金融広報アドバイザーの講師派遣、資料提供、活動費の一部補助(使途制限あり)
学習テーマ事例	◇金融経済の基礎知識 ◇生活設計の立て方 ◇子供の健全育成と金銭教育 ◇金融商品のしくみ ◇家計簿記帳の必要性 ◇知っておきたい公的年金・保険制度 ◇悪質商法の手口と対処法 ◇教育資金・住宅資金 ◇相続と遺言
その他	「活動計画書(所定の書式に1年間の学習テーマを記載したもの)」を作成の上、年6回以上の学習会を開催していただきます。 年度末に「実施報告」を提出していただきます。

事務局

和歌山県金融広報委員会 (和歌山県消費生活センター内)

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL 073-426-0298/FAX 073-433-3904
<http://www.wakayama-kinkoui.jp/>



一人で悩まず相談しましょう

消費者
ホット
ライン



和歌山県PRキャラクター
きいちゃん

県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口などをご案内します

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】

平日 9:00~17:00
土・日 10:00~16:00 (電話相談のみ)
(祝日、年末年始は休み)

和歌山県消費生活センター 紀南支所

【相談受付時間】

平日 9:00~17:00
(土・日、祝日、年末年始は休み)

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

